廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（第２版）

令和２年 10 月

一般財団法人日本環境衛生センター

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策については、政府において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）を定め[1]、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策が講じられてきた。基本的対処方針においては、廃棄物の処理業者（収集・運搬、処分等）その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられており、十分に感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。

令和２年５月４日に変更された基本的対処方針においては、まん延防止策の一つとして、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、５月４日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」こととされた。

本ガイドラインは、このことを受け、これまでに環境省が発出した通知及び事務連絡並びに公表した Q&A 等の内容を基に、環境省の協力の下で、感染性廃棄物や廃棄物処理における感染症対策について知見を有する一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが令和２年５月 14 日に策定したものである。

感染性廃棄物を含む事業系の廃棄物、家庭ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等の廃棄物の処理に携わる各関係団体及びその関係者が、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防策を講じつつ事業を継続できるよう、本ガイドラインを活用し、また、本ガイドラインを参考に独自のガイドラインを策定することが期待される。

なお、本ガイドラインは、令和２年９月に環境省が「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定したことを踏まえ、令和２年10月20日に改訂した。今後も、情勢に変化があり次第、必要に応じて本ガイドラインの改訂を行うこととする。

本ガイドラインが、廃棄物処理業における新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防策の実施の一助となれば幸いである。

令和２年10月20日[2]

一般財団法人日本環境衛生センター

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

---

[1] 令和２年３月 28 日制定。その後、同年４月７日、４月 11 日、４月 16 日、５月４日、５月 14 日、5 月 21 日及び 5 月 25 日変更。

[2] 令和３年５月 11 日一部記載を追記。

＜ 目 次 ＞

第１章　新型コロナウイルスに関する基礎情報

1-1 新型コロナウイルスの概要 1

1-2 基本的な新型コロナウイルス対策 2

1-2-1 感染リスクの評価の実施..... 2

1-2-2 基本的な対策..... 3

第２章　廃棄物処理における感染予防対策

2-1 新型コロナウイルスの発生に伴い排出される廃棄物の種類と性状 7

2-2 廃棄物処理作業時の対策 7

2-3 特定の排出源からの廃棄物の処理における対策 10

2-3-1 家庭及び事業所（医療関係機関等及び宿泊療養施設を除く） 10

2-3-2 医療関係機関等 11

2-3-3 宿泊療養施設 12

2-3-4 その他の排出事業者 13

感染防止対策チェックリスト..... 14

参考資料（令和２年 10 月 20 日時点）..... 16

第１章　新型コロナウイルスに関する基礎情報

本章では、新型コロナウイルスに関する基礎的な情報及び廃棄物処理事業者が事業を継続する上で講じるべき対策のうち他の業種と共通の対策について、厚生労働省による公表情報や「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020 年５月４日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)「４．今後の行動変容に関する具体的な提言（２）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和２年９月、環境省)「序章　新型コロナウイルス感染症に関する基礎情報」を基に整理した。

1-1 新型コロナウイルスの概要

「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」はコロナウイルスの一つである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」ウイルスや 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれる。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種（一本鎖 RNA ウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、宿主となる生物の粘膜などの細胞表面に付着して、その細胞内に入り込んで増えることができる。

一般的には、インフルエンザウイルスと同様の飛沫感染、接触感染に加え、マイクロ飛沫感染により伝播すると考えられている。

(1)飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

(2)接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻等を触ると、粘膜から感染する。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われている。物の表面についたウイルスは時間が経てば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われている。

(3)マイクロ飛沫感染

マイクロ飛沫感染とは、微細な飛沫である５μｍ未満の粒子が、換気の悪い密室等において空気中を漂い、少し離れた距離や長い時間において感染が起こる感染経

路であり、会話等の際に放出されるそのような小さな唾液粒子を吸い込むことにより感染が広がることが明らかとなっている。

飛沫感染、マイクロ飛沫感染を予防するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という「３つの密」を避けることが重要であり、人と人との距離をとること及び室内における換気を十分に行うことが有効であるほか、３つの密に該当しなくとも、不要不急の外出を避けることも有効である。さらに、外出時はマスクを着用する、咳エチケットを心掛けることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが一般的な感染防止・感染拡大防止策となる。

また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられている。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

接触感染対策としては、石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行うことが重要である。手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効であり、石けんを使った手洗いはウイルスを覆っている脂質膜（エンベロープ）を壊すことができるので更に有効である。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいと言われており、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない場合は、手指消毒用アルコールも同様にウイルスの脂質膜を壊すことによって感染力を失わせることができる。また、手洗いや手指消毒前の手で口・鼻・目をこするなど顔面に触れないようにすることなども有効である。

その他、十分な栄養、睡眠を取るとともに定期的に体温を測るなどの健康管理を心掛けることが重要である。また、発症した者だけでなく、無症状のウイルス感染者からの感染の可能性も指摘されていることから、自覚症状がなくても上述の感染リスクに留意することが重要である。

1-2 基本的な新型コロナウイルス対策

職場・オフィスにおける感染防止対策の取組が、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

1-2-1 感染リスクの評価の実施

従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

接触感染のリスク評価においては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

飛沫感染やマイクロ飛沫感染のリスク評価においては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

1-2-2 基本的な対策

基本的な対策として人との接触を避け対人距離を確保（できるだけ２ｍ（最低１ｍ）を目安に）すること及びこまめに手洗いを実施し、マスクを着用すること、大声での会話を避けることのほか、以下の対策が挙げられる。

なお、高齢者や持病のある者に感染した場合、重症化リスクが高いことから、これらの者が関係者に含まれる場合には、より慎重で徹底した対応を検討する。

(1)従業員等の行動の工夫による対応

従業員及び来客に対して手洗いや手指消毒の徹底、マスクの着用及び咳エチケットの慣行について呼び掛ける。あわせて、入口に非接触型の体温計等を設置し、発熱等の症状が見られる従業員及び来客の入室を防止するほか、入口及び施設内に手指の消毒設備を設置し、手指消毒を実施しやすいよう環境を整備する。

従業員の通勤に関しては、通勤時のマスク着用、従業員の出勤前の体温測定等による健康管理・把握、発熱等の症状が見られる従業員への各種休暇制度の取得及び出勤自粛の奨励を行うとともに、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤及び自転車通勤等を推進する。

また、テレビ会議の活用等により出張による従業員の移動を減らす。朝礼等の従業員が集まる機会については、密閉された空間に従業員が密接・密集することがないよう、テレビ会議の活用や参加人数の絞り込み等を行う。

この他、他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所については、工夫をすることにより、これを最低限にする。また、人と人が対面する場所に、アクリル板又は透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する。ユニフォームや衣服についてはこまめに洗濯する。オフィスにおけるオンライン化やデジタル化の推進、名刺交換のオンライン化等を検討する。厚生労働省がスマートフォン用に開発した「新型コロナ

ウイルス接触確認アプリ（COCOA）」[3]を使えば、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる。なお、携帯電話の使用を控える場面であっては、同アプリを機能させるに当たって、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることが望ましい。

（2）施設の運用・管理の工夫等による対応

人々が密接・密集することがないよう、施設への入場者数を管理する。また、特に発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は施設内に入らないように呼びかける。

さらに、複数の窓を同時に開けることなどによる施設の換気（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）を行うとともに、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。なお、換気に関しては、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」[4]を参考にするとともに、必要に応じて、CO2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1000ppm 以下※を維持することも望ましい。換気の補助としてフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを併用することもできる。また、乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿する。

※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

消毒に関しては、始業前及び終業後等に市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃した後に清拭消毒を行う。

施設の場所毎では、トイレや休憩スペースが、特に感染リスクが高いと考えられるため、上述の消毒の他、特に以下のような取組を行う。

（トイレ）

・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
・手洗いを徹底し、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

※ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。

※便器内の清掃については、通常の方法で良い。

---

[3] 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19　Contact Confirming Application）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

[4] 厚生労働省「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

（休憩スペース）

・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
・飲食を行う休憩室では、間隔を空けた座席の配置、真正面の座席配置の回避、アクリル板等パーティーションの設置等を実施する。

※換気に関しては、使用中だけでなく常に行う。

（3）清掃やごみの排出

備品のうち、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。

また、廃棄物処理事業者が排出者として事務所等から排出する鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、マスクや手袋を着用して排出し、その後、石鹸と流水で手を洗う。

（4）感染者が確認された場合や感染が疑われる場合の対応

従業員等に感染者が確認された場合には、保健所及び医療機関の指示に従う。また、感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。その際、感染者の人権に配慮し、感染者の個人名が関係者に特定されることがないよう留意する。

発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認する。症状がなくなり、出社判断を行う際には、表１に示す目安[5]などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合（同居家族が陽性とされた場合を含む）、過去14日以内に政府から入国制限されている、又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航若しくは当該在住者との濃厚接触がある場合等には、各種休暇制度の取得又は在宅勤務の実施による自宅待機を指示する。

---

[5] 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など（https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0811koukai.pdf）

表1　発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安

次の１）及び２）の両方の条件を満たすこと １）　発症後に少なくても８日が経過している ２）　薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくても３日が経過している *･･･解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **･･･咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など 注）「８日が経過している」：発症日を０　日として８日間のこと 「３日が経過している」：解熱日・症状消失日を０日として３日間のこと

（「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第３版）（一般社団法人日本渡航医学会　公益社団法人日本産業衛生学会）表３より引用・一部修正）

(5)その他の対応

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について事前に検討しておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

また、感染防止対策の重要性について従業員の理解を促進し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす１０のポイント」[6]や「『新しい生活様式』の実践例」[7]、「感染リスクが高まる『５つの場面』」[8]を周知するなどして日常生活を含む行動変容を促す。

---

[6] 厚生労働省「人との接触を８割減らす 10 のポイント」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

[7] 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

[8] 内閣官房「感染リスクが高まる『５つの場面』」
https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

第2章　廃棄物処理における感染予防対策

本章では、第１章で示した情報に加え、新型コロナウイルス感染症への感染を予防する観点から廃棄物処理分野において講じられるべき対策について整理した。

2-1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い排出される廃棄物の種類と性状

新型コロナウイルス感染症が発生した際には、主に医療機関や検査機関等からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療及び検査等に使用された医療器材等が感染性廃棄物として排出され、新型コロナウイルス感染症の感染者がいる一般家庭、事業所及び軽症者向けの宿泊療養施設からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュ、使用済みのマスクや使い捨ての食器等、排泄物が付着したおむつ等が一般廃棄物又は産業廃棄物として排出される。なお、いずれの場所からも、無症状感染者が排出する廃棄物もあることが考えられる。

新型コロナウイルスの一般的な感染経路が飛沫感染、接触感染、マイクロ飛沫感染であることを踏まえ、新型コロナウイルスに係る廃棄物の処理を行う場合、**2-2 廃棄物処理作業時の対策**や **2-3 特定の排出源からの廃棄物の処理における対策**に示す対策を講じることにより、作業員が新型コロナウイルスに触れることなく収集運搬及び処分すれば、作業員への感染を防止することができる。

2-2 廃棄物処理作業時の対策

廃棄物処理の作業を行う際の感染防止策としては、**1-2-2 基本的な対策**に示した対策のうち特に実施すべき対策及びそれ以外の廃棄物処理の作業に当たって必要となる対策を、次に示す。

(1)体制の整備

新型コロナウイルス対策を講じる上では、経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。その際、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。また、国、地方自治体及び関係団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

本ガイドラインに記載されている事項のうち、従業員や顧客等が把握すべき事項の伝達方法（朝礼等の場での周知、施設内での掲示及びメール等による送付等）について検討し、伝達する。また、従業員が感染した場合の、社内外の関係者への連絡体制について事前に整備しておく。

これらに加え、新型コロナウイルス感染症対策の体制の整備、感染防止策の検討、事業継続に重要な人員や物資等の確保及びそれらが不足した場合の対策の検討等を

行い、事業継続計画としてとりまとめる。

（2）新型コロナウイルスが付着している可能性のある廃棄物の収集運搬の際の対策

（作業前）

作業着に着替える時等には、他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

また、作業時にウイルスが粘膜などに付着することを防止するために、手袋、ゴーグル（又はフェイスシールドや保護眼鏡）及びマスク等の個人防護具を使用するとともに、長袖・長ズボンの作業着を着用する。

（作業中）

作業の合間に複数人が手を触れる可能性がある場所、廃棄物又は個人防護具の外面など、ウイルスが付着している可能性のある物に触れた場合は、手袋の表面や手にウイルスが付着している可能性があるため、手洗いや手指消毒をせずに目、鼻及び口等の顔の粘膜に触れないように注意する。また、携帯電話、スマートフォン及びタブレットなど、通常であればウイルスの付着が想定されない箇所についても同様の注意を払う。

移動や運搬に用いる車両の窓を開放し、常に換気されている状態を保つ。助手席等に複数人が同乗する場合は、必ずマスクを着用する。

なお、熱中症のリスクがある場合には、こまめな休憩及び水分補給が重要であるが、その際にも手袋を外し手洗いや手指又は手袋の消毒を実施する。

（作業後）

作業車両（運転席等の車内（ハンドル、シート、シートベルト及びドアノブ等）を含む）、使用した個人防護具のうち繰り返し使う物及び持ち歩いた携帯電話、スマートフォン及びタブレット等を、0.05％次亜塩素酸ナトリウムや 70％の濃度のアルコールを用いて消毒する。

帰着後や作業車両等の消毒作業後等には、手洗い及び手指消毒を行う。

作業着を脱ぐ際や個人防護具を外す際には、裏返しで脱ぎ（又は外し）、マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に手洗いや手指消毒をする。個人防護具を外した後であって顔やその他のウイルスの付着が想定されない箇所を触る前に再度手指消毒をする。さらに必要に応じて顔を洗う。脱いだ作業着は洗濯する。

着替えやシャワー等の際には、「作業前」と同様に他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

なお、収集運搬作業における留意点については、環境省が公表する動画[9]を参考にされたい。

(3)新型コロナウイルスが付着している可能性のある廃棄物の処分の際の対策

(作業前)

作業着に着替える時等には、他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

また、施設内でのごみの積卸し作業、設備・装置・機器等の保守点検作業、清掃・洗浄等の作業を行う際にウイルスが粘膜などに付着することを防止するために、手袋、ゴーグル(又はフェイスシールドや保護眼鏡)及びマスク等の個人防護具を使用するとともに、長袖・長ズボンの作業着を着用する。

(作業中)

選別ライン等での対面での作業を避ける。

作業の合間に複数人が手を触れる可能性がある場所、廃棄物又は個人防護具の外面など、ウイルスが付着している可能性のある物や汚水等に触れた場合は、手袋の表面や手にウイルスが付着している可能性があるため、手洗いや手指消毒をせずに目、鼻及び口等の顔の粘膜に触れないように注意する。また、携帯電話、スマートフォン及びタブレットなど、通常であればウイルスの付着が想定されない箇所についても同様の注意を払う。

設備・装置・機器等の運転操作室、運転管理室及び中央制御室等の窓やドアを開放し、常に換気されている状態を保つ。複数人が同室で作業する場合は、必ずマスクを着用する。

なお、熱中症のリスクがある場合には、こまめな休憩及び水分補給が重要であるが、その際にも手袋を外し手洗いや手指又は手袋の消毒を実施する。

(作業後)

制御盤、操作盤のタッチパネル、ドアノブ及びエレベーターのボタン等の職員が共同で利用する設備・機器、使用した個人防護具のうち繰り返し使う物及び持ち歩いた携帯電話、スマートフォン及びタブレット等を、0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いて消毒する。

作業後等には、手洗い及び手指消毒を行う。

作業着を脱ぐ際や個人防護具を外す際には、裏返しで脱ぎ(又は外し)、マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に手洗いや手指消毒をする。個人防護具を外した後

---

9 環境省「廃棄物の収集運搬作業時における留意点」
https://www.youtube.com/watch?v=T728nPhXmh0&feature=youtu.be

であって顔やその他のウイルスの付着が想定されない箇所を触る前に再度手指消毒をする。さらに必要に応じて顔を洗う。脱いだ作業着は洗濯する。

着替えやシャワー等の際には、「作業前」と同様に他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

(4)その他の留意事項

休憩時には、他の人と十分な距離をとり近距離での会話等は控える。車内や屋内で休憩する場合には窓やドアを開けて換気する。

なお、屋外喫煙所や屋内の喫煙専用室が設けられている場合には、これらの場所では人と人との距離が近づかざるを得ない場合があるため、会話や携帯電話及びスマートフォン等による通話を慎む。

2-3 特定の排出源からの廃棄物の処理における対策

2-3-1 家庭及び事業所(医療関係機関等及び宿泊療養施設を除く)

新型コロナウイルス感染症の感染者がいる家庭等からは、感染者が使用したマスク、ティッシュや使い捨ての食器等の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物、排泄物が付着したおむつ等が排出される。ごみの適正な処理のため、ごみを出すときに次の５つのことを心がけていただくよう関係行政機関とも協力の下、可能な範囲で周知する。

①ごみ袋はしっかり縛って封をすること(図1参照)

ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋が運びやすくなる。

②ごみ袋の空気を抜いて出すこと

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車内での破裂を防止できる。

③生ごみは水切りをすること

外出自粛を受けて家庭からのごみの量が増加しがちであるところ、ごみのかさを減らすことができる。

④普段からごみの減量に心掛けること

外出自粛を受けて家庭からのごみの量が増加しがちであるところ、ごみのかさを減らすことができる。

⑤自治体の分別・収集ルールを確認すること

作業員が不要な分別を行うことに伴う感染リスクをなくすことができる。

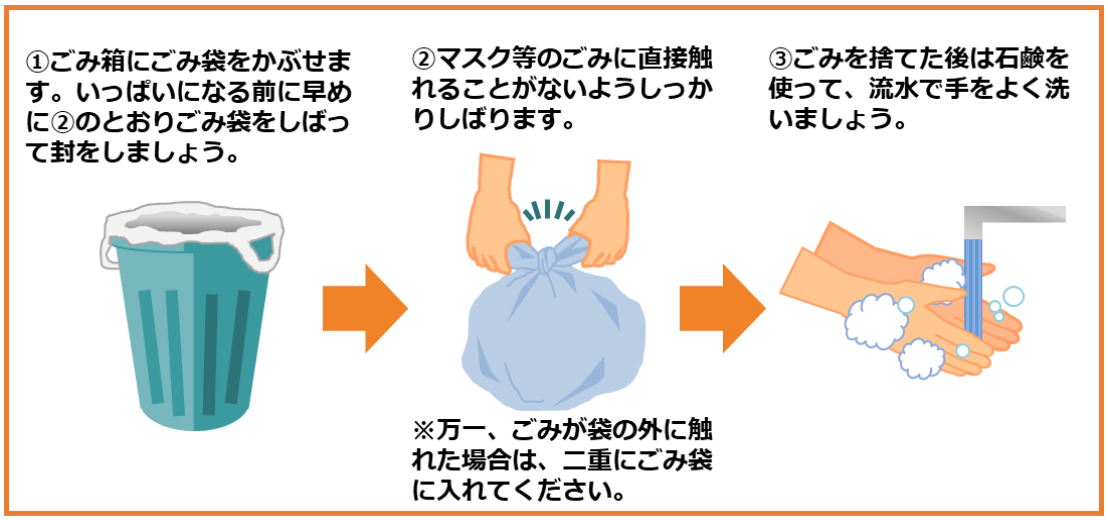

図1　新型コロナウイルス等の感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方（環境省）

また、家庭ごみのうち通常リユース・リサイクルする資源については、市町村によって以下の対策が検討され、実施される場合があることを認識する。

- 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したもので、通常時は資源化される廃棄物のうち、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等の可燃物については、可燃ごみ（燃やすごみ）として排出すること
- 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したもので、通常時は資源化される廃棄物のうち、缶及び瓶等の不燃物については、感染力がなくなるとされる期間が 72 時間程度であることや、資源ごみの収集頻度を踏まえて、1 週間程度経ってから排出することや、それが困難な場合は「可燃ごみ（燃やすごみ）」に入れて排出しその後の選別は行わないこと
- 新型コロナウイルス感染者でない者及びその疑いがない者が使用した廃棄物については通常どおり、分別排出し、資源化をすること

2-3-2 医療関係機関等

医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材等が感染性廃棄物として排出される。これらの感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」[10]に基づいて処理する。

---

10 環境省「廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物処理マニュアル」
http://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物の処理については、他の感染性廃棄物と同様に廃棄物処理法の処理基準に従って処理することで、ウイルスとの接触を防ぐことができ、廃棄物処理に由来した感染を防ぐことが可能であるため、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物をその他の感染性廃棄物と区別して排出することや特別な表示を行うことなどを求めることは、排出事業者等の関係者に過度の負担を生じさせこれらの者の業務の妨げになり、かえって公衆衛生上のリスクが高まるおそれがあることから、とりわけ優先的に処理する必要があるなどの正当な理由が無い限り慎むべきである。

医療関係機関や検査機関に対して、感染性廃棄物の排出に当たっては、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切に梱包するよう依頼する（図２参照）。

また、感染性廃棄物の取扱い方法については、感染性廃棄物処理マニュアル及び環境省が作成した資料[11]を参照することが有用である。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラ袋の二重使用または、堅牢な容器
例：プラスチック製容器		例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）

図2　感染性廃棄物の種類・性状に応じた感染性廃棄物容器の例（環境省）

なお、医療関係機関や検査機関から感染性廃棄物を収集運搬する際には、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の関係する人との直接的な接触の機会を極力減らす。

2-3-3 宿泊療養施設

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の感染性廃棄物として処理が義務づけられているわけではないが、これらの廃棄物の処理に際しては、適切に作業員の感染防止策を講じる。具体的には、**2-2 廃棄物処理作業時の対策**に示した対策を徹底する。

---

11 環境省「医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ　新型コロナウイルスの廃棄物について」
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/lealeet2.pdf

なお、実作業において当該施設の廃棄物を感染性廃棄物に準じた取扱いをする場合は、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることがないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにする。

2-3-4 その他の排出事業者

通常であれば新型コロナウイルスが付着している可能性が低い廃棄物であっても、例えば、排出者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出るなど、新型コロナウイルスが付着している可能性が疑われる場合には、**2-2 廃棄物処理作業時の対策**を適切に講じる。

感染防止対策チェックリスト

項目			
□	①	**マスク着用の奨励 咳エチケットの徹底**	・マスク着用と咳エチケットの掲示・周知 ・飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知
□	②	**大声を出さないことの奨励**	・大声を控えていただきたい旨の掲示・周知 ＊近隣の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
□	③	**手洗・手指消毒**	・こまめな手洗及びアルコール等の手指消毒液設置の奨励
□	④	**消毒の徹底**	・施設内共用部（出入口、トイレ、手すり、調味料等、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒
□	⑤	**換気・保湿**	・常時換気又はこまめな換気（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫） ＊必要に応じ、CO2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターすることも望ましい ・乾燥する場面では、湿度 40％以上を目安に加湿する
□	⑥	**密集の回避**	・休憩時間や待合場所等の密集回避 ・密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限
□	⑦	**身体的距離の確保**	・できるだけ２ｍ（最低１ｍ）の間隔確保
□	⑧	**飲食の制限**	・飲食等による感染防止の徹底 ・間隔を空けた座席配置、真正面の座席配置回避、アクリル板等パーティーション設置等実施
□	⑨	**利用者の制限**	・入場時の検温等、有症状者の入場を防止する措置
□	⑩	**利用者の把握**	・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
□	⑪	**従業員の行動管理**	・有症状者（発熱又は風邪の症状）の出勤自粛 ・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
□	⑫	**対面時の接触回避**	・人と人が対面する場所での、身体的距離の確保またはアクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽 ・会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスク着用に留意すること
□	⑬	**遠隔での業務の推進**	・事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の検討 ・会議等を行う場合のオンラインでの実施の検討
□	⑭	**共用部での対策**	○休憩スペース ・一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛 ・休憩スペースの常時換気 ・共用する物品（テーブル、いす等）の、定期的な消毒

項目			
			・入退室前後の手洗い 〇トイレ ・手洗の徹底 ・共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう ※なお、ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする 〇ごみ捨て ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う

参考資料（令和2年 10 月 20 日時点）

（内閣官房）

新型コロナウイルス感染症対策
https://corona.go.jp/
新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内
https://corona.go.jp/action/
業種ごとの感染拡大予防対策ガイドライン一覧
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

（首相官邸）

新型コロナウイルス感染症対策本部
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html
※…　「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」に係る資料（同会議の提言を含む）などについてもこちらに掲載
新型インフルエンザ等対策有識者会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html
新型コロナウイルス感染症に備えて　～一人ひとりができる対策を知っておこう～
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html
新型コロナウイルス感染症　ご利用ください・お役立ち情報
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

（環境省）

新型コロナウイルスに関連した感染症対策
http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html
廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するＱ＆Ａ
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html
新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する広報資料
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html
新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf
収集運搬作業における新型コロナウイルス対策
https://www.youtube.com/watch?v=T728nPhXmh0&feature=youtu.be
感染性廃棄物関連
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html
廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf
廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン
http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html

（厚生労働省）
新型コロナウイルス感染症対策について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
新型コロナウイルス感染症に関するＱ＆Ａ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A
国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
家庭内でご注意いただきたいこと～８つのポイント～
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf
新しい生活様式の実践例
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html